

○ 電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を改正する訓令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 電気通信事業の登録（第 3 条―第 5 条）</p> <p><u>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新（第 5 条の 2 ・第 5 条の 3）</u></p> <p>第 3 章～第 1 6 章 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（審査基準）</p> <p>第 5 条 登録は、法第 1 0 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～ウ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) （略）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第 5 条の 2 法第 1 2 条の 2 の規定により電気通信事業の登録の更新を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>（審査基準）</u></p> <p><u>第 5 条の 3 登録の更新は、法第 1 2 条の 2 第 2 項において準用する法第 1 0 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章～第 1 6 章 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（審査基準）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業の開始が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～ウ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) （略）</p>

について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。

(1) 申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しているものとして、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。

イ 事業に要する資金の調達方法が合理的であること。

ウ 事業に要する資金に充てる借入金の返済計画が合理的に作成されていること。

(2) 申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、法第31条第5項に規定する体制の整備を含む。）が行われているものとして、法令等の遵守に関する方針及び手続を含む、電気通信役務の安定的な提供を確実に行うための社内規則等が定められていること。

(3) 前号に掲げるもののほか、その事業が、利用者の利益の確保に反しない等法の目的に照らし、電気通信の健全な発達のために適切であり、次のいずれにも該当すること。

ア 電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いその他これらの業務に関し不当な運営を行わないことを確保するための措置が明確に定められていること。

イ 登録の更新を必要とする事由が、特定電気通信設備を設置する電気通信事業者の数の減少を伴うもの又は申請者の特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。）が、申請者の特定関係法人となるものである場合には、当該事由により、電気

通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがないこと。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア (略)

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ～オ (略)

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が第一種指定電気通信設備接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。

(3)・(4) (略)

(審査基準)

第15条 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ～オ (略)

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

(3)・(4) (略)

附 則

この訓令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行の日(平成28年5月21日)から施行する。